

プラスチックのリサイクル手法に関するサウンディング型市場調査 質問回答書

(いただいたご質問のまま掲載しています)

質問箇所	質問	回答
実施要領 1 目的(3)	<p>既存の中沼リサイクルセンターの民間委託は検討可能か？</p> <p>また、33条認定を検討する際にも活用可能か？</p>	<p>現在も中沼プラスチック選別センターの運営は民間委託により運営しており、引き続き民間委託による検討は可能と考えます。</p> <p>また、同施設の活用を前提にした33条認定の検討ができる場合は、御提案ください。</p>
実施要領 1 目的(3) 及び 3 調査項目(収集条件)	<p>1(3)事業イメージ図(の上段(容器協ルートと大臣認定ルートの併用)ではプラスチック製容器包装と製品プラスチックを別々に収集し、前者を容器協会ルート、後者を大臣認定ルートで再商品化を実施する図のように見えますが、3の(収集の条件)では両者を混合した状態で収集との記載があります。1(3)の事業イメージの上段の図も混合された状態の収集という解釈で合っていますでしょうか。</p> <p>またその場合、収集される地域によって容器協会ルートと大臣認定ルートを分けるという解釈で合っていますでしょうか。</p>	<p>御指摘いただきました解釈のとおりでございます。上段の図につきましても、容器包装プラスチックと製品プラスチックの混合収集を前提に捉えていただければと思います。</p> <p>容器協ルートと大臣認定ルートの区別については、収集される地域によって分けることを想定しています。それぞれでどの程度受け入れるかにつきましては、中沼プラスチック選別センター及び新規施設の処理能力(処理可能量)を加味し検討することになります。</p>
実施要領 3 調査項目(収集条件)	<p>収集条件として、容器包装プラと製品プラを混合した状態でパッカー車にて収集となっていますが、分別収集(別車両等)での検討でも可能でしょうか。</p>	<p>収集の観点のみですと、別車両を使用することでの経費増や、排出する市民のわかりやすさや利便性等を鑑み、混合収集を行うことを想定して要領上の記載にさせていただきましたが、選別や再商品化など、全体の工程も踏まえた上で、容器包装プラスチックと製品プラスチックを分別して収集することのメリットがある場合については、分別収集を前提とした御提案も可能といたします。</p>
実施要領 3 調査項目(1)	<p>現在全国の市町村で始まっている実績を見た場合、製品プラスチックの中にはプラスチック以外の異物(不適物)が一定程度混入してくることが想定されます。(5%~10%)製</p>	<p>分別不適物については、他自治体の先行事例を参考にすると10%程度と想定されます。</p> <p>なお、本市において過去に実施した製品プラスチックの拠点回収の試行事業では、製品プラスチック以外の排出割合は16%でした。</p>

	品プラスチックとして回収した場合のその他廃棄物の混入比率調査結果はあるでしょうか。	
実施要領 3 調査項目(3)	市外での受入の場合は、運搬経費を合わせて計上とありますが、札幌市が「脱炭素先行地域」に選定されておられるのであれば、CO2 換算における環境評価も費用同様にすべきではないでしょうか。	実際にリサイクル手法を検討する際には、御指摘のありました運搬にかかる CO2 排出量といった環境負荷についても考慮に入れる必要があると考えておりますが、今回のサウンディング調査では、特段求めておりません。
実施要領 3 調査項目(3)	<p>受入場所については提案者が既にその土地を取得しているものである必要がありますか、もしくは取得予定等でもよろしいでしょうか。</p> <p>その際、地目変更の必要や水道や下水道（給排水）が無い場合については、札幌市で何らかの配慮（支援サポート）を頂く事は可能でしょうか。</p> <p>また、その土地に何か必要条件がありますでしょうか。（周辺民家の有無、地目・用途地域・都市計画上の区域など）</p> <p>更に、想定している地域はありますでしょうか（北エリアか南エリアか、既設の施設から離れすぎないエリアかどうか等）</p>	<p>受入場所については、各提案者において確保いただくことを想定しておりますが、取得予定の段階でも問題ありません。</p> <p>また、市によるサポートにつきまして、事業者様で進める上で支障になっている点がございましたら、ヒアリング等でその必要性についてお話しいただければ、今後の検討につなげさせていただきます。現段階では、個別具体的にどのような支援が可能かをお伝えすることはできませんこと、御了承ください。</p> <p>なお、市内での一般廃棄物処理施設の設置にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2に規定される許可の基準等が適用されますが、その他の条件等については、具体的な計画に応じて、審査等の過程で検討されるものと考えています。産業廃棄物処理施設の設置の際に適用される「札幌市産業廃棄物処理施設設置等ガイドライン」を参考にしてください。</p> <p>土地の条件や地域につきましては、現時点で市として想定はありません。各提案者において実施可能な内容を御提案ください。</p>
実施要領 3 調査項目(3)	中間処理施設又は再商品化施設の新設を検討する際、貴市にて土地手配の支援を頂くことは可能か？	事業者様が御検討いただく上で、市による土地の手配が必要になる場合は、ヒアリング等でその必要性についてお話しいただければ、今後の支援についての検討につなげさせていただきます。
実施要領 3 調査項目(7)	大臣認定ルートと併用ルートの場合分けの他、各ルートでもどのようなリサイクル手法を取るかどうかでいくつもの場合があり得ると思われ	<p>基本的には御指摘のとおりでございます。</p> <p>市としての費用対効果や環境負荷軽減効果が最大になる御提案をいただければと大変ありがたいところですが、プラスチックの再商品</p>

	<p>ますが、提案するのは申請者が費用対効果および環境負荷軽減効果が最大になると考える1つの場合のみでよろしいでしょうか。</p>	<p>化は事業者様の御協力なくしては成立しないため、事業者様としても持続可能なものでなければならないと考えております。</p> <p>市としても、今回の調査を踏まえ、プラスチックの再商品化について、市場性の有無、市場性の確保に向けたアイデア、実現可能性、事業者様が参入しやすい条件、より適正な事業手法のアイデア等を具体的に検討してまいりたいと考えておりますので、複数の御提案についても歓迎いたします。また、提案書でいただいた内容以外で、例えば事業者様からの御要望といった点がありましたら、ヒアリングの機会などでお伺いいたします。</p>
<p>実施要領 3 調査項目(7)</p>	<p>事業イメージの図より容リ協ルートと大臣認定ルートの併用の場合、大臣認定ルートは製品プラのみの再商品化となりますでしょうか。</p>	<p>収集は容器包装プラスチックと製品プラスチックを混合して行う想定でありますので、大臣認定ルートにおいても容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせた再商品化を想定しております。</p>
<p>実施要領 3 調査項目(7)</p>	<p>資源化を行う手法に関して、エネルギー回収を除くとはサーマルリサイクルの事で、マテリアル・ケミカルリサイクルのみと捉えて良いのでしょうか。</p>	<p>マテリアル（材料）リサイクル、もしくはケミカルリサイクルとします。</p> <p>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（環境省 令和5年1月）」における再商品化の定義より、RDF化やサーマル利用は対象外とします。</p> <p>ただし、選別後の残渣に対する処理についてはこの限りではありません。</p>
<p>実施要領 3 調査項目(7)</p>	<p>プラスチックのリサイクル手法に指定はあるか？（マテリアルリサイクル or ケミカルリサイクル）</p>	<p>マテリアル（材料）リサイクル、もしくはケミカルリサイクルとします。</p> <p>「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（環境省 令和5年1月）」における再商品化の定義より、RDF化やサーマル利用は対象外とします。</p> <p>ただし、選別後の残渣に対する処理についてはこの限りではありません。</p>
<p>実施要領 3 調査項目(8)</p>	<p>運搬コストを考慮して、既存施設と新設施設（札幌市内）の併用も可能な場合、既存施設の改修費等（建屋・設備）が発生する際の改修内容・費用</p>	<p>現状、製品プラスチックの中間処理が既存のプラスチック選別センターで対応可能かどうかは不明でございます。</p> <p>また、仮に、既存施設を活用する前提で改修</p>

	<p>負担の条件はどのように考えられておられますでしょうか。</p>	<p>が発生する場合につきましては、改修だけではなく、その後の運営を含め、官民でどのような役割分担で行うことが効率的か、本サウンディング調査でのヒアリングなどを契機に検討を進めていくものと考えており、事業者様で現在想定される改修内容と概算費用をお示しいただければと思います。なお、市として想定をしている条件はございませんので、御了承ください。</p>
<p>実施要領 3 調査項目(9)</p>	<p>施設整備・運営に関して再生可能エネルギーの積極的な利用を検討する場合、事業者が自ら行う発電事業・再生油事業から発生したエネルギーを活用した施設のLCA評価やその環境負荷低減への取組み手法に関して、「脱炭素先行地域」の札幌市としては、CO2削減への環境貢献、地域社会、市民への認知アピール等、どのような評価レベルで考えられ、その際の支援サポート等がありますでしょうか。</p>	<p>実際に33条認定を前提にした事業者公募の際には、環境負荷低減の取組について評価することもありうると考えますが、具体の評価レベルおよび支援サポートについては、今回のサウンディング調査でいただきました御提案を踏まえ、これからの検討となります。</p>